

2012.6.1

BCMニュース < 2012 No.4 >

東京都帰宅困難者対策条例の制定と企業における具体的対応

0. はじめに

2012年3月29日、帰宅困難者を安全に留めることを目的とした東京都の帰宅困難者対策条例が可決・成立し、来年4月より実際に施行が開始する。これは、今後、東日本大震災同様、大量の帰宅困難者が発生した場合に、被災者の救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の災害応急活動の妨げに繋がるとの問題意識から制定されたもので、各企業に帰宅困難者への対応への取り組みを努力義務として定めたものである。本稿では、この条例の制定を受け、企業に求められている具体的行動について解説する。

1. 条例の概要

本条例は、事業者（企業）に対して、以下のような対応を求めている。具体的には、都内の全ての企業に（１）従業員の一斉帰宅の抑制、（２）3日分の備蓄の努力義務を課し、加えて、公共交通事業者や百貨店、学校等の多くの人間が一堂に集まる施設を設置又は管理する事業者に対しては、（３）施設利用者の保護を努力義務としている。

（従業員の一斉帰宅抑制）

第7条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2. 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用客の保護）

第8条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

2. 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

3. 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

第9条 学校、専修学校、並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じよう努めなければならない。

2. 企業に求められる対応

条例の中では個別具体的な対応までは記載されていない。以下に企業が求められている具体的な対応について整理する。

(1) 従業員の一斉帰宅の抑制

条例では、基本的な方針として、全ての企業に対して災害応急活動の実施期間（3日間）中、従業員を帰宅させないよう努めることを義務としている。従って、企業においては、会社内に従業員を留めておくためのインフラを準備しておくことが必要となる。以下、具体的に4つの項目について検討しておくことを推奨する。

滞在する建物が倒壊、損壊しないようにする

従業員がオフィス内で数日間、安全に過ごすためには、建物自体の耐震化が必須である。最低限、自社オフィスに入っている建物の建築年月日を調べ、1981年以降の新建築耐震基準の建物かどうか事前に確認しておきたい。

滞在する室内が使用できるようにする

例えば、重心の高いキャビネットの固定措置、重量のある収容物の飛び出し防止、ガラスの飛散防止、キャスター付機器のロック等、オフィス内において人的被害が発生する可能性の高い箇所について、耐震対策を行うことを勧める（図1）。

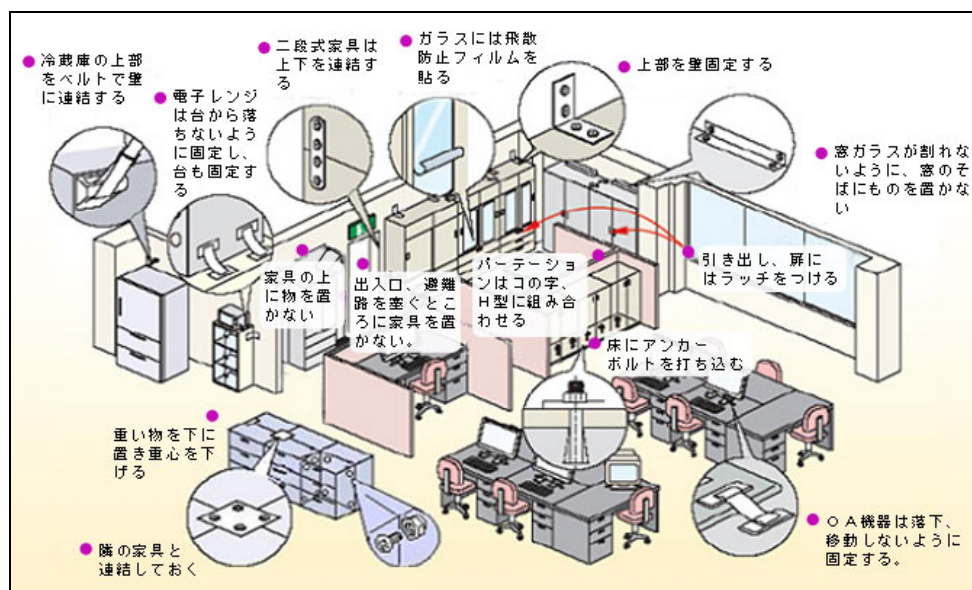


図1. オフィス（事務所）エリアにおける耐震対策

< 出典 > 東京消防庁「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果について」

家族の安否確認をサポートする

東日本大震災時には、普段使用している携帯電話やメールが輻輳により繋がりにくく、家族の安否確認が取れない人が大勢居た。そしてこの安否確認の可否が、帰宅するかあるいは会社に留まるかの判断に大きな影響を与えた。従って、従業員にオフィス待機を指示する際には、迅速に家族との連絡が取れるツールを企業が用意できるかがポイントとなる。衛星携帯電話やM C A無線のよう

な非常時の連絡ツールを従業員の家族の安否確認にも利用したり、安否確認システムへの家族の登録を促進する、あるいは災害時伝言ダイヤルや災害掲示板の利用方法等を積極的に啓発する等の取り組みを行うことが重要である。このように複数の安否確認方法を従業員へ提示し、可能な限り迅速に従業員の家族の安否が確認できるようにしておくことが望ましい。

会社で生活するための備品を提供する

条例では、災害後約72時間、災害応急活動が実施されることを踏まえて、全従業員数×3日分の備蓄品を蓄えることを推奨している。(詳細な備蓄品量、品目については(2)3日分の備蓄にて後述)

(2) 3日分の備蓄

以下に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で例示している具体的な備蓄品の品目と備蓄量の目安を記載する。

3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン
水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資(特に必要性が高いもの)
 - ・毛布
 - ・簡易トイレ
 - ・敷物(ビニールシート等)
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

< 出典 > 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 中間報告

特に、水については、飲料水で考えた場合、人間1人が1日に必要な水の量は3リットルだが、生活用水も含めると6リットル必要なため、協議会が示している量よりも多く備蓄しておくことを推奨する。また、生活用水の不足分に関しては、上記備蓄品目の中で(3)簡易トイレを準備することや、建物に設置されている貯水槽の残留水等でも補うことができる。従って、上記備蓄量を基準として、実際には各企業ごとに自社のファシリティ状況を把握した上で適正な備蓄量を検討することを推奨する。

(3) 施設利用者の保護

集合施設の特徴：大多数の人が滞在

集合施設事業者に求められる対応事項として、一般事業者と大きく異なる点は、滞在者の人数が遥かに多いことが想定されることである。平成18年5月「首都直下地震による東京の被害想定報告書」によれば、大型の駅周辺における滞在者数は約1,144万人と言われ、一般事業者の義務とされている滞在者数×3日分の備蓄を準備することは現実的とは言い難い。従って、配給量、配給する対象(災害対応に当たる職員や災害弱者には食糧と水を配給、一般滞在者には水のみ、等)等、

滞在者に対してどこまでフォローするのか予め整理し、その結果に基づき用意する備蓄品の量や品目を決定することが重要である。

集合施設の特徴：滞在者に要援護者が含まれる可能性

集合施設事業者に求められる対応事項のうち、もう一つ留意すべき点は、施設利用者に災害時要援護者が含まれる可能性があるということである。集客施設の場合、その利用者の属性は千差万別で、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）が含まれていることも少なくない。従って、それら要援護者に対する対応や急病人が発生した場合の対応を平時より検討し、必要に応じ高齢者や外国人に対する食料品、救命具、救急補助具を備蓄品として配備することが望ましい。また、高階層の建物では、エレベータを利用して各階を大勢が移動する可能性も高いため、エレベータの停止、閉じ込め等に備えた避難補助ツールの準備も行うことを推奨する。

3. おわりに

本稿では、日本で初めて帰宅困難者を安全に留めることを目的として制定された「東京都帰宅困難者対策条例」について、企業として取り組むべき具体的な対応事項に落とし込み、解説した。東日本大震災以降、日本各地で大地震発生の可能性が高まっていると指摘されている中、名古屋を始めとして、他都道府県でも同様に帰宅困難者に関する対策協議会が検討され始めている。本稿で述べた対応事項は、地域が異なっても同様の考え方となるものであり、他地域においても参考として捉えていただければ幸甚である。

インターリスク総研 コンサルティング第二部 BCM 第二グループ
主任コンサルタント 橘田 生基（キッタ セイキ）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
事業継続マネジメント（BCM）に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第二部
TEL.03-5296-8918 <http://www.irric.co.jp/>

不許複製 / Copyright 株式会社インターリスク総研 2012